□ バイフ保険 サービスガイド

SERVICE GUIDE

- 03 Myホームページ
- 01 事故対応サービス04 優待サービス02 ロードサービス05 スマートフォンアプリ



事故にあってしまったら



() 事故受付センター

0120-258-312

インターネット事故対応サービス



万一の事故の際、お電話はもちろん、お客さま専用の連絡ツール「安心メッセージボー ド」で、お客さまと専任スタッフ間のご質問、ご相談の双方向のやりとりができます。また、 その履歴が一覧形式で確認・共有できるので、進捗状況に関する情報をご都合の良い 時にご確認いただけます。

Myホームページの[事故対応に関する各種ご案内]ボタンを押して、「事故対応につい てのご案内」からご利用いただけます。パソコンはもちろん、スマートフォンや「三井ダイレク ト損保アプリ」からもご利用いただけます。

多言語事故対応サービス(17か国語対応)



事故の相手方が日本語に不自由な外国人の方であっても、三者間通話を行い、円滑 に事故対応を進めます。

言語は17か国語(注)に対応しています。

訪日外国人が増加している昨今、万一の事故であっても万全の体制でサポートします。

(注) 英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・インドネシア語・タイ語・タガログ語・ベトナム語・ネ パール語・フランス語・ドイツ語・イタリア語・スペイン語・ロシア語・マレー語・クメール語・ミャ

全国をカバーするネットワーク

三井ダイレクト損保は、MS&ADインシュアランス グループ ^(注) の一員です。

当社の事故受付センターは、三井住友海上も事故受付を委託しているグループ会社が運営しています。お車の損 害については、三井住友海上・あいおいニッセイ同和損害調査に所属する鑑定人とも提携して、確認を行います。







(注) MS&ADインシュアランス グループは、三井住友海上火災保険(株)、あいおいニッセイ同和損害保険(株)を中核とす る国内最大級の保険料シェアを持つ損害保険グループです。 ※2021年4月1日現在

(**乄**) ロードサービスセンター

-638–312

サービス名	内容			
レッカーサービス	事故または故障でバイクが自力走行不能となった場合、 ●トラブル現場ヘレッカー車(積載車)を手配します。 ●現場から修理工場等まで50km(実走距離)を限度に牽引します。			
	事故または故障によるトラブルに対し、現場で対応可能な簡易作業を行います。			
	トラブルの内容	サービス内容		
	キー閉じ込み	カギ開け		
車両トラブル	バッテリー上がり	エンジンの再始動(保険期間中に1回を限度)		
緊急対応サービス 	落輪引き上げ	2万円(税込)までの落輪引き上げ		
	ガス欠	10リットルまでのガソリンお届け(ガソリン代は利用者の負担になります。)		
	その他の作業	30分程度の簡易作業		
故障電話相談サービス	バイクの不具合時、整備士等が電話でアドバイスします。			
ガソリンスタンド案内サービス	ガソリンスタンドの情報をご案内します。			
ガソリン10リットルサービス	ガス欠の現場へ急行し、10リットルまでのガソリンをお届けします。 (保険期間中に1回を限度。) 継続契約(注1)のみ利用 可。自宅から50km(注2) 以上の場合のみ。			

(注1) 当在での連続した契約年数が2年目以上のご契約をいいます。(注2) 自宅からの直線距離で50kmをいいます。 ※詳しくは約款のしおり(普通保険約款・特約)の三井ダイレクト損保ロードサービスご利用規約をご参照ください。



GPS位置情報サービス

障現場を正確に特定することにより、迅速なサービスのご提供をいたします。 「三井ダイレクト損保アプリ」または右記のQRコードからご利用いただけます。 ※屋内等衛星から捕捉されない場所からのご利用の場合は最寄りの基地局情報となる場合があります。ご利用の携帯電話によっては、このサービスをご利用いただけない場合があります。



ご契約内容の確認・変更をされるなら



□□□ Myホームページ

Mgホームページ



https://www.mitsui-direct.co.jp/customer/

ご契約内容の照会・変更



「妻が運転免許証を取得したので、運転者の範囲や年齢条件を見直したい」という時な ど、いつでもご契約内容を確認することができます。

また、重要事項説明書、約款のしおり(普通保険約款・特約)の確認や、現在ご契 約のお車の登録番号の変更、車両の入れ替えをされる方も、お手続きいただけます。

ご継続手続き、新規お見積もり・お申し込み手続き



現在三井ダイレクト損保でご契約いただいている自動車保険のご継続手続きが可能で す。また、現在のご契約とは別に、新たに自動車保険・バイク保険・ドライバー保険に加 入される場合も「Myホームページ」でお手続きいただけます。

お客さま情報の変更



■ご登録いただいているメールアドレスやパスワードを変更することができます。 また、次の場合にも「Myホームページ」からお手続きいただけます。

○お引越し等によりご契約者または主に運転される方の住所が変更になる場合 ○保険料払込みのクレジットカードを変更する場合

《お客さまセンター》

通話料 0120-312-750

日9:00~20:00

土・日・祝9:00~18:00

三井ダイレクト損保クラブオフ

三井ダイレクト損保クラブオフ (注1) は旅行・グルメなど お得なサービスが満載です。ご契約2年目はVIP会 員、3年目以降はVIPプラス会員となりどんどんお得に なります。



詳しくはこちら







三井ダイレクト損保の日

毎月第三水曜日を「三井ダイレクト損保の日」とし、様々な特典をご 提供しています。特典の内容についてはメールマガジンや三井ダイレク ト損保の日専用ページにてご確認いただけます。





※過去の実施内容のため、今後変更となる可能性があります。

生活110番

暮らしの中の「困った」「どうしよう」を解決するため、生活に関する120



以上のジャンルから最適な業者を検索・比較し、問い合わせできる



詳しくはこちら

ご注意 ご利用条件等は当社Webサイトをご確認ください。条件を満たさない場合はご利用いただけません。

- (注1) 本サービスは三井ダイレクト損保のWebページ (Myホームページ) からのご利用に限らせていただきます。
- (注2) VIP・VIPプラス会員がホームページ限定「タイムセール」企画500円の宿をご利用の場合。(注3) VIP・VIPプラス会員が特典をご利用の場合

三井ダイレクト損保アプリ

お客さま情報の 新規お見積もだ 確認・変更 お申し込み



無料

また、普段の生活でもご利用いただけるお得なクラブオフ(優待サービス)の機能など、ご加入後も楽しめる大変便利なアプリです。

証券。アプリならオフライン や回線速度が遅い時でも 快適にご契約内容を確 認できます。

3 簡単な契約変更手続き

お車の買替えや補償内 容の変更など、ご契約内 容の変更が簡単にできま す。

保険証券を

普段は持ち歩かない保険

お客さまの優待サービ スであるお得なクラブオ フは、近場のご利用で きる施設を探すことがで き、とても便利です。

継続手続きを 驚くほど簡単に

三井ダイレクト損保アプリは、ご契約者さま向けの無料のスマートフォンアプリです。万一の事故の際はもちろん、バイク保険に関わる手続き

事故連絡を

事故の際は、アプリからワ ンタップで事故受付セン

ターへ電話発信。2回目

以降の連絡は「安心メッ

セージボード」でご質問・ご

相談などができます。

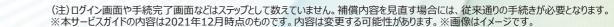
自動セットの「スマート 継続手続特約」により、 前年の契約と同様の 内容で継続する場合、 わずか"3ステップ"^(注)で 手続きを行えます。

まずはダウンロード



App Store または Google Play から

三井ダイレクト損保アプリ 〇 で検索



各補償・特約のお支払いする保険金とその額

詳細については普通保険約款、特約をご確認ください。

	保険・特約の名称	補償の内容
	対人賠償保険 (普通保険約款・対人賠償条項) ※自動セット	ご契約のバイクを運転中等の事故により、歩行者、相手の車に搭乗中の方、ご契約のバイクに搭乗中の方など他人を死傷させ法律上の損害賠償責任を 負った場合、被害者の方1名ごとに自賠責保険等から支払われるべき額を超過する損害について補償します(注)。万一の場合に備え、補償は"保険金額 無制限"での引受となりますので、1名あたりの支払額や1事故あたりの支払額に限度額はありません。
償	M420 271	お見舞金等の臨時費用として、被害者の方が死亡されたときには10万円を対人賠償保険の保険金とは別枠でお支払いします。
	対物賠償保険 (普通保険約款·対物賠償条項) ※自動セット	ご契約のバイクを運転中等の事故により、他人の車や建物など他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害について、1事故あたり、保険金額を限度として補償します(注)。

	WH20 C 71					
(注	(注)示談に要した費用や訴訟費用または仲裁、和解もしくは調停に要した費用等については、当社の書面による同意がある場合には、お支払いする保険金とは別枠で当社の承認した金額をお支払いします。					
	人身傷害補償特約 「一般タイプ」 「搭乗中のみタイプ」	記名被保険者またはそのご家族の方、あるいはご契約のバイクに搭乗中の方がバイクまたは自動車の事故で死傷された場合、ご自身の過失割合にかかわらず、死傷された方(またはその父母・配偶者・子)が被る損害について、実損害額(傷害の場合は治療費や休業損害など、死亡や後遺障害の場合は逸失利益などの実損害額)の全額を、当社普通保険約款・特約に定める「人身傷害補償特約損害額基準」に従って被保険者1名につき保険金額を限度として、被保険者ごとに補償します。 なお、搭乗中のみ補償特約(人身傷害に関するご契約のバイク搭乗中のみ補償特約)をセットした「搭乗中のみタイプ」の場合は、補償の範囲がご契約のバイクに搭乗中の方のみに限定されます。(この特約をセットしない場合を「一般タイプ」としています。)(注1)				
傷害	搭乗者傷害保険 (普通保険約款·搭乗者傷害条項)	ご契約のバイクに搭乗中の方がバイクの事故で死傷された場合に、実際の治療費等にかかわらず、保険金額に基づいて、被保険者ごとに、以下のとおり保険金をお支払いします。ただし、事故発生の日から180日以内の死亡・後遺障害または治療が対象となります。 ・死亡保険金・被保険者の方が死亡された場合、保険金額の全額をお支払いします(注2)。 ・後遺障害保険金・被保険者の方が後遺障害を被られた場合、保険金額に後遺障害の程度に応じた割合(4~100%)を乗じた額をお支払いします。 ・医療保険金・被保険者の方が5日以上入院または通院された場合は一律10万円、5日未満の場合は一律1万円をお支払いします。 ・医療保険金は、治療中でも早期に保険金をお支払いしますので、当座の費用としてご利用いただけます。				
	無保険車傷害特約 ※自動セット	無保険車との自動車事故で、記名被保険者もしくはそのご家族またはご契約のバイクに搭乗中の方が、死亡された場合または後遺障害を被られた場合に、加害者が負担すべき損害賠償額を基に、自賠責保険等から支払われるべき額を超過する損害について、被保険者ごとに2億円を限度に補償します。 ※無保険車とは、対人賠償保険の契約がない等の自動車・バイク等をいいます。				
	自損事故傷害特約 ※人身傷害補償特約をセット しない場合にセット可能。	単独事故(ガードレール・電柱・家屋等に衝突などの事故)など自賠責保険等で補償されない事故で、車両所有者の方またはご契約のバイクに搭乗中の方が死傷された場合、被保険者ごとに以下のとおり保険金をお支払いします。 ・死亡保険金・被保険者の方が死亡された場合、1,500万円をお支払いします(注2)。 ・後遺障害保険金・被保険者の方が後遺障害を被られた場合、後遺障害の程度に応じて50~2,000万円をお支払いします。 ・医療保険金・被保険者の方が入院された場合は1日につき6,000円、通院された場合は1日につき4,000円をそれぞれお支払いします。ただし、1事故につき100万円を限度とします。				
(注	(注1)○:補償されます ×:補償されません					
_						

事故(契約タイプ)	ご契約のバイクに	搭乗中の事故 他人のバイク、バス、タクシ 搭乗中の事故	ーに 歩行中等の自動車事故
一般タイプ	0	0	0
搭乗中のみタイプ	0	×	X

- | ペ | × | | ※1 「他人のバイク」とは、記名被保険者またはそのご家族が所有するバイク以外の「二輪自動車」または「原動機付自転車」のうち、ご契約のバイクと同一の用途・車種をいいます。その他の用途・車種は補償の対象となりませんのでご注意ください。また、被保険者の使用者の所有するバイクをその使用者の業務のために運転する場合は対象外となりますのでご注意ください。
 ※2 「バス、タクシーに搭乗中の事故」にはバス、タクシーを運転中の事故は除きます。
 ※3 「歩行中等の自動車事故」とはバイクまたは自動車に搭乗中以外のすべての自動車事故が対象となります。
 (注2 | 搭乗者傷害保険 自損事故傷害特約において死亡保険金を支払う場合、1回の事故につき、同一の被保険者に対し、既にす払った後治酶害保険金があるときは保险金類(自損事故傷害特約において死亡保険金を支払う場合、1回の事故につき、同一の被保険者に対し、既にす払った後治酶害保险金があるときは保险金類(自損事故傷害特約において死亡保険金を支払う場合、1回の事故につき、同一の被保険者に対し、既にす払った後治酶害保険金があるときは保险金類(自損事故傷害特約において死亡保険金を支払う場合、1回の事故につき、同一の被保険者に対し、既にす払った後治酶害保険金があるときは保险金類(自損事故傷害特約において死亡保険金を支払う場合、1回の事故につき、同一の被保険者に対し、既にす払った後治・治療害保険金があるときは保险金類(自損事故傷害特別では、1000年間では、100

(注2	(注2)搭乗者傷害保険、自損事故傷害特約において死亡保険金を支払う場合、1回の事故につき、同一の被保険者に対し既に支払った後遺障害保険金があるときは保険金額(自損事故傷害特約の場合は1,500万円)から既に支払った後遺障害保険金の額を差し引いてその残額をお支払いします。					
	弁護士費用補償特約 (自動車事故弁護士 費用等補償特約)	記名被保険者もしくはそのご家族、ご契約のバイクに搭乗中の方またはご契約のバイクの所有者(注1)が、バイクまたは自動車の被害事故(相手自動車・バイクの所有、使用または管理に起因する偶然な事故)で死亡された場合、後遺障害を被られた場合、ケガで入院もしくは通院された場合、またはそれらの方の所有、使用もしくは管理する財物に損害を被った場合、相手方との交渉を弁護士に依頼されたときなどに必要となる損害賠償請求費用(注2)(注3)について、実際に負担された金額をお支払いします(ただし、着手金、報酬金等の費用ごとの限度額は、当社普通保険約款・特約に定める「弁護士費用保険金支払限度額」に従い、1事故につき被保険者1名ごとに300万円限度とします)。また、法律相談費用(注3)についても、1事故につき被保険者1名ごとに10万円を限度にお支払いします。 (注1)ご契約のバイクの所有者については、ご契約のバイクの自動車被害事故の場合に限ります。 (注2)委任契約書の提出等により、あらかじめ当社の承認を得て委任した弁護士、司法書士または行政書士に対する弁護士報酬、司法書士報酬、行政書士報酬や、訴訟費用等をいいます。 (注3)当社の同意を得て負担した費用に限ります。				
その他	対物超過修理費用補償特約	ご契約のバイクを運転中の事故で、相手の車に損害が生じ、対物賠償保険の保険金が支払われる場合(注1)において、相手の車の修理費がその時価額を超過したときに、その差額(注2)について50万円を限度として補償します。ただし、保険金をお支払いするのは、相手の車に損害が生じた日の翌日から6ヶ月以内に、相手の車が実際に修理された場合に限ります。 (注1)被害者救済費用特約(不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約)が適用され、被害者救済費用保険金が支払われる場合を含みます。 (注2)ご自身の過失割合分のみが対象となります。				
	搭傷死亡等対象外特約 (搭乗者傷害の死亡・後遺障害補償対象外特約) ※搭乗者傷害保険をセットした場合にセット可能。	搭乗者傷害保険の死亡保険金および後遺障害保険金をお支払い対象外とし、医療保険金のみをお支払いする特約です。				
	被害者救済費用特約 (不正アクセス・車両の欠陥等によ る事故の被害者救済費用特約) ※自動セット	ご契約のバイクの欠陥や不正アクセス等(注)に起因して、本来の仕様とは異なる事象や動作により、人身事故または物損事故が発生し、被保険者に法律上の損害賠償責任がなかった場合に、被保険者が被害者救済費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 (注)ご契約のバイクの欠陥や不正アクセス等の事実がリコールや警察の捜査等の客観的な事実により確認できる場合に限ります。				
	自転車賠償特約 (自転車運転者損害賠償 責任補償特約)	記名被保険者またはその家族が自転車の運転に起因して他人の生命または身体を害した場合(対人事故)ならびに他人の財物を滅失、破損または汚損した場合(対物事故)、法律上の損害賠償責任を負担することにより、被保険者が被る損害について、保険金額を限度として補償します(注1)(注2)。 (注1)対人事故は1事故1名あたりの保険金額を限度とし、対物事故は1事故あたりの保険金額を限度とします。なお、万一の場合に備え、対人事故の補償は"保険金額無制限"での引受となりますので、1名あたりの支払額や1事故あたりの支払額に限度額はありません。 (注2)示談に要した費用や訴訟費用または仲裁、和解もしくは調停に要した費用等については、当社の書面による同意がある場合には、お支払いする保険金とは別枠で当社の承認した金額をお支払いします。				

保険金をお支払いしない主な場合

		保険契約者または被保険者の故意・重大な過失により生じた事故による損害または傷害	酒気を帯びた状態、無免許・麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態での事故による 損害または傷害	台風・洪水・高潮による損害または傷害	配偶者・父母・子に対する 損害賠償	受託物に関する損害賠償
賠償	対人賠償保険	×(注)	0	×	×	_
償	対物賠償保険	×(注)	0	×	×	×
	人身傷害保険	Δ	Δ	0		
傷害	搭乗者傷害保険	\triangle	\triangle	0		
書	無保険車傷害特約	Δ	Δ	×		
	自損事故傷害特約	Δ	Δ	0		
	弁護士費用補償特約	\triangle	\triangle	×		
	被害者救済費用特約	×(注)	0	×	×	×
	自転車賠償特約	×(注)	0	×	×	×

- ○:保険金をお支払いします。 ×:保険金をお支払いできません。 △:その被保険者本人の損害または傷害についてはお支払いできません。 一:対人賠償の対象外です。